



## 報道資料

平成18年11月24日  
中国電力株式会社

### 当社俣野川発電所土用ダム測定値の改ざん問題の 追加・再報告について

当社は、俣野川水力発電所（鳥取県江府町，昭和61年10月運用開始）の上ダムである土用ダム（岡山県新庄村）の測定値の改ざん問題について，緊急対策本部（本部長：副社長 福田昌則）が取りまとめた報告書を11月10日に国土交通省中国地方整備局および経済産業省原子力安全・保安院へ提出しましたが，11月14日に国土交通省中国地方整備局から再報告の徴収を，また11月15日には経済産業省原子力安全・保安院から追加報告徴収の指示を受けました。

これらの指示を受け，緊急対策本部では，報告内容の客観性・透明性をより一層高めることを念頭に，専門知識を有した第三者として，弁護士，学識経験者の協力を得て調査を進めてまいりました。

土用ダムの安全性については，水圧や浸透水等の動きも踏まえた多面的な分析・評価により，これまでの調査結果を補強するとともに，長期的な安全性を評価するために，過去の計測諸データの信憑性についても分析・評価しました。その結果，施工から運用に至る各期間で異常と判断されるような状態は確認されておらず，安定した状態が確保されていることを確認しました。

事実関係の調査については，これまでの資料を再確認するとともに，さらに範囲を拡げての聞き取り調査および資料の調査を行いました。調査の結果明らかになった経緯や責任の所在は別紙1のとおりです。

また，事実関係の調査結果に基づいた原因分析を通じて策定した再発防止策は別紙2のとおりです。

調査結果については、本日、国土交通省中国地方整備局および経済産業省原子力安全・保安院へ提出しており、今後審査を受けることになります。

地域の皆さまをはじめ広く社会の皆さまからの信頼を失墜させ、多大なるご迷惑をおかけしたことを深く反省し、改めてお詫び申し上げます。

今後は、全社をあげて再発防止に取り組み、信頼回復に向けて最大限の努力を傾注してまいります。

以 上

〔添付資料〕

別紙 1 : 経緯と責任の所在について

別紙 2 : 再発防止策について

## 経緯と責任の所在について

関係資料の整理、分析及びヒアリング結果から総合的に判断すると、当社の対応状況およびそれに対する評価は、以下のとおり。

なお、客観性の確保のため、当社の顧問でない弁護士（元裁判官）に事実関係の確認を依頼した。

### (1) 改ざんの報告を受け、土用ダムの安定性を確認するまでの状況（平成 10 年 5 月～同年 12 月）

- ① 平成 10 年 5 月 20 日、中電技術コンサルタント（以下「CEC」という）から当社倉吉電力所米子電力センター発電課の副長（土木担当）に対し、当社に報告していた土用ダムの変形計測データについて、改ざんが行われていたことが判明した旨の報告があった。
- ② 報告を受けた米子電力センター発電課の副長（土木担当）は、重大な問題であるため自分では判断できないことから、詳細な事実関係の確認を CEC に指示し、それをもって上位機関である鳥取支店の土木・建築担当マネージャーに報告し協議することとした。
- ③ 同年 6 月 30 日、CEC から当社鳥取支店土木・建築担当マネージャー、副長（倉吉電力所発電課の副長（土木担当）及び米子電力センター発電課の副長（土木担当）も同席）へ事実関係の報告があったが、重大な問題であり鳥取支店では結論が出せないのので、本店土木部に相談することとした。  
その日のうちに土木部に電話で一報を入れたところ、土木部マネージャーは鳥取支店として責任をもって対応するよう述べた。
- ④ 同年 7 月 3 日、鳥取支店の土木・建築担当マネージャーから本店土木部長、マネージャー、専任課長に対し、事実関係の報告を行った（CEC は同席しなかった）。  
土木部からは明確な対応方針は示されず、まず事実関係の調査及びダムの安定性の確認を実施する必要があることから、鳥取支店と CEC が主体となって取り組み、土木部が技術的支援を行うこととした。
- ⑤ 土木部長、マネージャーは鳥取支店からの報告を受けて、遅くない時期に土木部門を担当する白倉常務（当社前社長、現在当社常任相談役）に事実を報告した。
- ⑥ 同年 10 月になって、ダムの安定性の検討評価作業が土木部、鳥取支店、CEC の連携のもとで開始された。外部変形量（統計解析から算定した真値に相当する推

定値), ダム漏水量及び間隙水圧等から総合的な検討評価を行った結果, 同ダムが安定性を有することを同年12月末に確認した。

- ⑦ 当時土木部長は, 安定性が最重要との判断に立ち, 鳥取支店, CECを支援しながら安定性の確認作業に着手することを指示した。官庁への説明のためにも安定性の確認が必要と考えていた。一方, 安定性さえ確認できれば既報告データの取り扱いの問題は単なる形式的な事務処理であると軽く考えていた。既報告データの取り扱いの問題については山下鳥取支店長(現在当社社長)に権限があるとの認識であった。

(2) 山下鳥取支店長及び当社幹部に対する報告の状況(平成10年12月末～平成11年1月25日)

- ① 安定性確認を終えた平成10年12月末, 鳥取支店土木・建築担当マネージャーから, 山下鳥取支店長に対し, CECによるデータ改ざんについて初めて報告があった。平成4年～8年分については元データが廃棄されているため, 真値データへの回復ができない状態であった。
- ② 山下鳥取支店長は, 報告が遅かったことで建設省日野川工事事務所に俣野川発電所水利使用規則に定められた定期報告を提出する期限である平成11年1月末までに時間的余裕がないことを背景に, 平成11年1月8日, CECから直接事情聴取を行うとともに, 土木部長ほか関係者の出席を求めて今後の対応の方向を検討する合同会議を鳥取支店で開催した。(山下鳥取支店長, 土木部長, CEC専務ほか出席)
- ③ この会議の中で, このデータ改ざんの問題は俣野川発電所4号機使用承認検査資料及び俣野川発電所使用前検査資料にも影響があることから本店工務部とも調整する必要があることが明確になり, 経営層の判断を仰ぐこととした。  
この会議を受けて, 土木部長は同年1月11日にこの問題に関して高東取締役工務部長(現在当社常任顧問)に一報を入れた。
- ④ その後, 土木部長, マネージャーにより, 同年1月18日に白倉常務, 高東取締役工務部長, 19日に喜多常務, 22日に井上副社長(現在株式会社中電工会長)に対し, 順次, 事実関係を説明するとともに, 資料(「土用ダム既官庁報告資料対応の基本方針」(作成: 土木部・鳥取支店))に基づき今後の対応について判断を仰いだ。

対応の基本は, 既に報告している平成4年～9年の変形計測データについて, 建設省日野川工事事務所, 同岡山河川工事事務所, 同中国地方建設局, 通商産業省中国通商産業局に対し, 事実関係・ダムの安定性を説明し, 既報告データの取り

扱い等に関して指導を仰ぐというもので、早急にその方針に添って取り組むことが承認された。

- ⑤ 同年1月25日、井上副社長、白倉常務、土木部長、山下鳥取支店長等から、高須社長（現在当社相談役）に対し、資料（「土用ダム諸計測記録報告書のうち変形計測データについて」）により、委託先のCECにおいて、土用ダムの堤体の変形計測データに一部修正が加えられていた事実関係と委託元としての再発防止の取り組みについて報告がなされた。

（個別発言内容については記憶している者が少ないが、高須社長は「内容については全く記憶にない。動燃のトラブルがあった頃に隠せと言うわけがない。タイミングが悪いのは事実だし『慎重に調査しろ』とは言うかもしれないが、『公にならないように』とは言わないだろう。」と述べている。白倉常務は「高須社長の発言として、事実関係の把握、改ざんに中電の関与があったのか、他の事例もある中で問題が公にならないよう慎重に対応、これからの管理のあり方・再発防止に言及されたとメモしている」と述べている。）

### （3）建設省日野川工事事務所副所長との面談

平成11年1月28日、米子市内のホテル会議室において、当社鳥取支店土木・建築担当マネージャー（CEC営業本部副本部長等同席）は、建設省日野川工事事務所副所長に会った。当社側が事情を話したところ、副所長は間違っただけは直せばいいという趣旨で「中国電力がデータを報告している以上は中国電力として責任を持つべき」といった見解を述べられた。

### （4）既報告データの取り扱い方針の決定と「土用ダム既官庁報告資料対応の基本姿勢」の作成

- ① 山下鳥取支店長は鳥取支店土木・建築担当マネージャーから上記面談結果の報告を受けて、平成11年1月28日または29日、既報告データの取り扱いについて土木部、工務部、CECで調整のうえ指示してほしい旨を土木部長に要請した。
- ② 鳥取支店からの報告を受けた土木部長は同年1月29日に井上副社長に対して面談結果を報告した。

白倉常務、喜多常務、高東取締役工務部長への報告については具体的な時期・方法が確認できなかったが、一連の経過から結果報告はされたものと推定される。（土木部長は「白倉常務には顛末を定例ミーティングで報告していると思う。」と

述べているが、白倉常務は「鳥取支店から報告がなかった。3月頃に土木部長に電話して従来そのままいくことにしたと聞いた。」と述べている。）

- ③ 山下鳥取支店長は、報告期限のきている平成10年分の定期報告については、既提出データは修正しない旨を土木部長に確認のうえ、平成11年1月29日付けで無修正データによる「水利使用規則に基づく諸測定記録の報告について」を建設省中国地方建設局長宛て(経由：日野川工事事務所)に届け出ることを了承した。
- ④ 同年2月初め、鳥取支店土木・建築担当マネージャーは土木部マネージャーと調整しながら、「平成9年までの既提出データは、正規のものとして取り扱う。このことについて公表しない。」といった内容を含む文書(「土用ダム既官庁報告資料対応の基本姿勢」(作成：鳥取支店、以下「基本姿勢」という))を作成した。
- ⑤ 当時の土木部マネージャーは「『基本姿勢』をつくるにあたり鳥取支店土木・建築担当マネージャーの相談を受けた。」と述べている。また、土木部長は「『基本姿勢』のペーパーには記憶がある。そんな話をした記憶がある。」と述べている。山下鳥取支店長も「『基本姿勢』については土木部と調整のうえ作成されたと聞いて承認した。ここまで書かなくてはいけないかと思った。」と述べている。

「基本姿勢」の文書内容について関係役員が承認していたという資料(ヒアリングも含む)はなかった。作成個所・実務的な内容・作成期間(平成11年2月2日頃には倉吉電力所および米子電力センターの土木関係者への説明が行われた)からみて、役員判断までは仰がなかったものと推定している。
- ⑥ その方針どおりの運用のまま現在に至っている。
- ⑦ なお、建設省日野川工事事務所のあとに予定していた建設省岡山河川工事事務所、同中国地方建設局、通商産業省中国通商産業局を訪問することはとりやめた。
- ⑧ 本問題に係わる当時の諸資料・データ類は、今日では、ほとんど残存していない。「基本姿勢」の指示内容を受けて、時期は特定できないものの関係者が意図的に廃棄したものと推定される。

## (5) 責任の所在

本件に関わる責任の所在は次のとおり。

- a. 「平成4年から平成9年にわたり、改ざんされたデータをそのまま届け出た業務管理上の責任」については、該当する期間の鳥取支店長、倉吉電力所長、鳥取支店土木・建築担当マネージャーにある。
- b. 「異例で対応が難しい既報告データの取り扱いについて、コンプライアンスの観点から明確な方針を示さなかった責任(取締役としての責任)」については、高須社長、井上副社長、白倉常務、喜多常務、高東取締役にある。

- c. 「異例な『官公署その他に対する諸願届・報告』に関する決定権限を有する立場にあった担当常務として、既報告データの取り扱いを適正化できなかった責任(執行責任)」については、白倉常務にある。
- d. 「平成11年2月に『基本姿勢』を作成して関係者に対して虚偽と隠ぺいを指示した責任」については、土木部長、土木部マネージャー、山下鳥取支店長、鳥取支店土木・建築担当マネージャーにある。
- e. 「平成4年から平成9年に届け出たデータが改ざんされたものであることを知りながらその後も(今日まで)解決に向けて取り組みを行わなかった責任」については、担当期間に応じて高須社長、井上副社長、白倉常務、喜多常務、高東取締役工務部長、土木部長、土木部マネージャー、山下鳥取支店長、鳥取支店土木・建築担当マネージャーにある。
- f. 「関係役員のコンプライアンス行動の監督・管理を含め、会社業務全般の適正な運営を総理する責任」については、高須社長にある。

#### (6) 建設省日野川工事事務所副所長との面談の評価

日野川工

- ① 仮に異例な事項の取り扱いについて指導を仰ぐとしても、ホテルで面談するという方法は当社として正規の相談の態様とは認められず、こうした対応方法を選択したこと自体が問題と考えている。
- ② 当時の土木部マネージャーはヒアリングにおいて「平成11年1月28日以前に土木部はすでに腹を決めていた。仮に了解が得られたとしても実際に報告するとなるといろいろな問題があり難しい。」と述べている。
- ③ 結局、日野川工事事務所副所長との面談事実を、その内容に関わりなく自己に都合よく利用したものであり、その行動は全く利己的なものであったと、深く反省している。

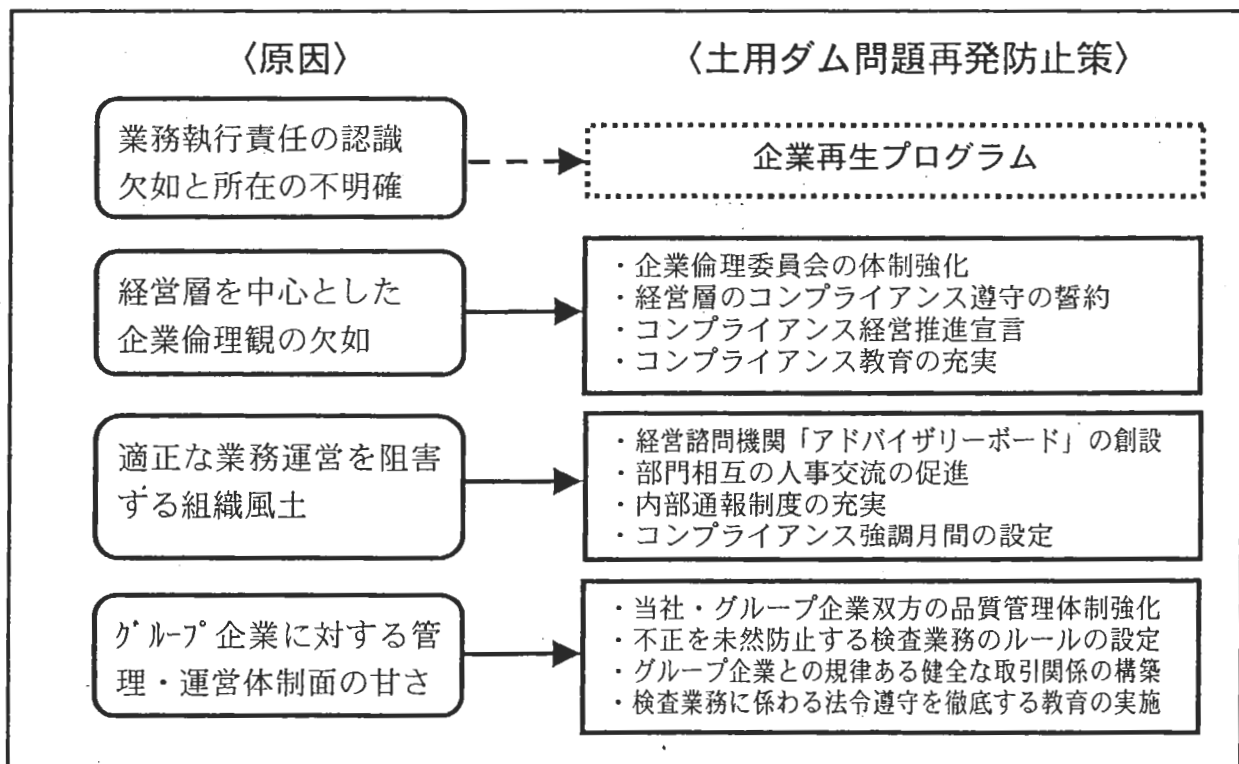
以 上

## 再発防止策について

再発防止にあたっては、今回の不適切事象を今後の事業運営にあたっての大きな教訓とし、同様の不適切事象を繰り返さないための仕組みを構築していくことが不可欠であると考えます。

そのため、再発防止策については、事実関係をもとに分析した下記の原因に対応して「土用ダム問題再発防止策」を推進することに加え、今回の問題を発生させた主体が経営層であることを踏まえ企業統治のあり方そのものを見直しのほか、当社がより高いレベルの企業へと再生していくために、業務運営や組織のあり方も合せた「企業再生プログラム（構想中）」を策定し、推進していく。

## 《原因と再発防止策の関係（全体像）》



## 企業再生プログラム（構想中）

1. 専任組織：企業再生プロジェクト（仮称）の設置  
「企業統治」「業務運営」「組織」の“3つの改革”をテーマに、それぞれ改革チームを設置、再生のための改革プランを策定。
2. 新たに設置するアドバイザリーボードの活用  
社外有識者の客観的なものの見方や専門的な知見を、問題点の洗い出しの時点から、改革案の評価に至るまで、幅広く反映。



## 土用ダム問題再発防止策の概要

	再発防止策	具体的内容	実施時期
「不正をしない意識・正す姿勢」	企業倫理委員会の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ大で企業倫理を高めていく姿勢を示すため、「グループ企業倫理」を会長の担務とする。</li> <li>・委員会の客観性を高めるため、社外委員を増員し、議事概要をHP上に公開する。</li> </ul>	検討中 下期中
	経営層のコンプライアンス遵守の誓約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンスの率先垂範が、自らの責務であることを今一度新たに自覚するため、経営層が誓約書に署名する。</li> </ul>	検討中
	コンプライアンス経営推進宣言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営層が、実効あるコンプライアンス経営に向けて、「再出発」を社内外に宣言する。</li> </ul>	検討中
	コンプライアンス教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の問題を題材とした当社経営層・部長クラス研修、グループ企業経営層向け研修を実施する。</li> </ul>	下期中
「不正を隠さない組織風土」づくり	経営諮問機関「アドバイザーボード」の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部有識者からの意見・指摘や、当社経営層との対話を通じ、客観的・専門的な知見を企業体質の改革の実行に反映させる。</li> </ul>	検討中
	部門相互の人事交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多面的な視点からチェックを行うことができる組織づくりを行う。</li> </ul>	H19.2～
	内部通報制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報窓口をより効果的に機能させるため、社外（弁護士事務所等）にも通報窓口を設置する。</li> </ul>	下期中
	コンプライアンス強調月間の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長メッセージ伝達、講演会、コンプライアンス意識調査などのコンプライアンス推進施策を集中的に実施し、効果的に社員のコンプライアンス意識の向上を図る。</li> </ul>	検討中
「不正をさせない業務運営」	当社・グループ企業双方の品質管理体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社技術部門内に品質管理の統括箇所を新設、または既設の組織を統括箇所とすることにより、品質管理体制の強化を図る。</li> <li>・法令に基づく検査業務に携わるグループ企業において、品質管理の統括箇所を設置、または内部チェックの仕組みを作るなど、品質管理体制の強化を図る。</li> <li>・考査部門が、当社およびグループ企業の品質管理体制の実効性をチェックする。</li> </ul>	H19.2～ H19.4～ H19年度～
	不正を未然防止する検査業務のルール設定～委託業務総点検～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づく検査業務の委託について、総点検を行い、必要により以下のルールを整備する。</li> <li>①検査データの速やかな提出</li> <li>②検査状況の写真の提出</li> <li>③検査責任者による検査が適正である旨の署名</li> <li>④当社社員による検査立会</li> </ul>	H19年度
	グループ企業との規律ある健全な取引関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づく検査業務については、牽制のため、可能な限り、委託先を固定しない。</li> <li>・委託先の法令違反時、発注停止処分、損害賠償請求を厳格に実施する。</li> </ul>	H19年度 下期中
	検査業務に係わる法令遵守を徹底する教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づく検査業務についての意識面・技術面のレベルアップのための教育を実施する。</li> </ul>	下期～